

スポーツによる地域の活性化に関する包括連携協定書

東御市、セロトーレ株式会社及びSports Local Act（スポーツローカルアクト）株式会社（以下「協定関係3者」という。）は、相互の連携を強化し、スポーツを核とした活力ある地域社会の形成と発展のため、次のとおりスポーツによる地域の活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、協定関係3者が、緊密に相互連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、スポーツによる地域の活性化と持続可能な地域づくりを図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 協定関係3者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) スポーツを核とした新たな人の流れの創出に関すること。
- (2) スポーツイベントを通じた地域活性化に関すること。
- (3) スポーツ人口の拡大や競技力向上に関すること。
- (4) 地域資源の魅力の発信と観光の振興に関すること。
- (5) その他、地域の活性化に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、協定関係3者は必要に応じ当事者間で協議を行うものとする。

（秘密保持）

第3条 協定関係3者は、本協定の履行に際して知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、もしくは漏えいし、または本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

（協定の有効期間及び内容変更）

第4条 本協定は、協定関係3者の代表者が署名した日から発効し、有効期間の定めを設けないこととする。ただし、本協定から脱退を希望する場合は、脱退を予定する日の1カ月前までに、協定関係3者のうち当該団体を除くすべての相手方に対し、書面をもつて通知することにより、本協定から脱退できるものとする。

2 協定関係3者のうち、いずれかの者から協定内容変更の申し出があったときは、その都度協議のうえ、その変更を行うものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、協定関係3者で協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、協定関係3者それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和 3年 10月 11日

長野県東御市県281番地2

東御市長

荒岡 和夫

東京都目黒区東が丘2-11-20 駒沢テラス3F
セロトーレ株式会社

代表取締役

中島 秀彰

東京都中央区月島4-14-11

Sports Local Act（スポーツローカルアクト）株式会社

代表取締役

寺領 健